

## 託送供給等約款等の変更届出

2021年12月21日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に2022年1月1日を実施日とする託送供給等約款等の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、国の審議会における議論を踏まえ、本日、電気事業法第18条第5項、第20条第1項および第21条第1項に基づき、「託送供給等約款<sup>※1</sup>」、「電気最終保障供給約款<sup>※2</sup>」および「離島供給約款<sup>※3</sup>」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

### 1. 主な変更内容

#### (1) 市街地開発事業等の無電柱化の取扱い

第35回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会(2021年5月25日開催)において、市街地開発事業等については、一般送配電事業者が地上機器や電線等の費用を負担することと整理がなされたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

#### (2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に係る特別措置<sup>※4</sup>

第23回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、第11回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会合同会議(2021年1月13日開催)において、洋上風力の接続検討について、その検討料は選定事業者が選定後に負担すると整理がなされたことに伴い、当該内容を供給条件に反映します。

### 2. 実施日

2022年1月1日

#### ※1: 託送供給等約款

小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用するときの料金等の供給条件を定めた約款

#### ※2: 電気最終保障供給約款

高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまのうち、いずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結できないお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款

#### ※3: 離島供給約款

離島のお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款

※4: 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に係る特別措置については、託送供給等約款のみの変更となります。

以上

## 託送供給等約款等の変更届出（概要）

国の審議会等を踏まえ、本日届け出た「託送供給等約款」、「電気最終保障供給約款」および「離島供給約款」の見直し内容は以下のとおりです。

### 1. 市街地開発事業等の無電柱化の取扱い

（背景・目的）

地震災害発生時の安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成などの観点から2016年に無電柱化の推進に関する法律が制定されるなど、無電柱化の取り組みを進めていますが、無電柱化の更なる推進の取り組みとして見直すものです。

（見直し内容）

市街地開発事業等に係る区域において無電柱化を行う場合、現行は地中供給設備の施設に係る工事費から標準設計工事費（架空設備で供給した場合の工事費）を除いた金額を無電柱化の要請者が負担していますが、無電柱化の推進の観点から、地上機器や電線等の費用を当社が負担します。

### 2. 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に係る特別措置

（背景・目的）

洋上風力発電などの海洋再生可能エネルギー発電設備については、国が促進区域の指定を行った上で、公募により発電事業者を選定することとしています。現行の託送供給等約款では、発電事業者が接続検討申込を行い、その検討料は検討前に発電事業者が負担することを規定しているため見直すものです。

（見直し内容）

現行は接続検討の申込みをした発電事業者が検討前に検討料を負担していますが、海洋再生可能エネルギー発電設備の促進区域の指定に関する国からの要請による接続検討の検討料について、公募により選定された発電事業者が選定後に負担します。

以上